

令和5年度 電業協会・空調衛生工業協会と兵庫県との行政懇談会 議事録

- 1 日時 令和5年8月29日（火）13時30分～14時45分
- 2 場所 ひょうご女性交流館 501号会議室
- 3 出席者

兵庫県

まちづくり部次長	松浦 純
土木部契約管理課長	中野 啓介
土木部契約管理課主幹	松井 利臣
まちづくり部総務課経理契約班主幹	村上 里佳
まちづくり部設備課長	小池 敏之
まちづくり部設備課副課長	横山 進
まちづくり部営繕課副課長兼設備課副課長	阪上 栄二
まちづくり部設備課設備技術・企画班長	公文 浩之
まちづくり部設備課設備技術・企画班主査	大谷 真衣子

一般社団法人兵庫県電業協会

会長	小坂 哲二
理事（技術・安全委員会委員長）	谷 政智
理事（経営委員会委員長）	藤井 洋平
理事	河本 健
専務理事	北本 淳

一般社団法人兵庫県空調衛生工業協会

会長	原田 高幸
副会長	高谷 俊則
副会長	林 藤雄
理事（総務委員会委員長）	山本 正幸
理事（技術環境委員会委員長）	平岡 秀文
理事（経営開発安全委員会委員長）	橋本 白民
理事（広報委員会委員長）	高井 豊司
理事（未来ビジョン委員会委員長）	松本 雅稔
理事（労務・資材委員会委員長）	井戸 裕之
専務理事	菅原 誠

開会挨拶 松浦まちづくり部次長：

本日はお忙しい中行政懇談会にご出席いただきありがとうございます。また平素から県政の推進にご尽力いただきましてありがとうございます。

齋藤県政も丸2年が経ちまして、今月から3年目に入ります。今年度は躍動するひょうごと新時代への挑戦と題しまして、新たな取り組みに活発に取り組んでいこうということが知事の公約の一つです。

大きなものの一つとしまして、今後6年間、聞いておられる方もいるかもしれませんが、300億円の県立学校への投資が挙がっております。今後、特別支援学校の整備や各学校の空調関係の工事を随時発注させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それと、我々まちづくり部につきましては、安全安心、魅力挑戦、持続循環という三つの柱をもとに、まちづくり施策へ取り組んでいるところでございます。

本日の行政懇談会に直接関係がある建築工事としまして、安全安心では建築物の耐震化や県営住宅の建て替えなどを行っていきます。魅力挑戦でいうと市街地再開発事業や県立都市公園の改修関係も取り組んでいきます。持続循環については今年度、モデル的にでも、ZEB・ZEHまでできるかどうかは別にして、建築物の省エネ化にも積極的に取り組んでいけたらと思っています。

また建築の業界におきまして喫緊の課題となっているのが、今回議題にも上がっているように、2024年問題だと考えております。働き方改革への対応について、後ほど担当課長の方から詳細について回答させていただきますが、私の方から少し回答させていただきますと、来年度の新築の建築工事につきましては原則的に週休2日制を前提とした工期の設定と労務単価の割り増しも含めて、今後取り組んでいこうと内部で調整しているところです。

今後引き続きまちづくりの根幹を担われる建築関係の業界の皆さんと、連携、協力しながら業界を盛り上げていけたらと思っています。

最後になりますが、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見よろしく願います。

電業協会 小坂会長：

兵庫県電気協会会長の小坂です。私どものこの協会も、昨年度がちょうど40年を迎える年でありまして、50年に向けて健全なる業界として発展し、躍進していきたいと思っております。今後引き続きのご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今回のような行政懇談会、また意見交換会なども、こういう形で設けていただくことに重ねて感謝申し上げます。3月に開催された意見交換会でも、私どもの要望、特に低入札価格調査制度に関して、ほぼ要望に近い形で対応いただき非常にうれしく思っております。

先日、ご案内をいただいた工事費内訳書ですが、今までは読み取れないPDFでしたが、エクセルデータでのご案内をいただいております。働き方改革や、担い手不足などに対し、業務の効率化や合理化は本当に効果的で、我々にとっても喜ばしいことと重ねて御礼申し上げます。最後に本日の懇談会が有意義なものでありますようお願いを申し上げ

げまして、ご挨拶とさせていただきます。

空衛協会 原田会長：

5月の総会で会長を仰せつかりました空衛協会 原田です。まだまだ不慣れではありますが、温かい目で見守ってください。行政懇談会についても、小坂会長がおっしゃった通り、私どもがいつも要望しているような内容、特に前回の意見交換会で低入札価格調査制度の改定を記者発表前に教えていただき、この10月から施行されるということで、大変ありがたく思っております。

毎回同じような要望を出していますが、一つでも二つでも改善できるように、設備業界発展のために頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

工事発注見通し 横山副課長：

一覧表について、4半期ごとに更新しており、今のところ予定通り入札を執行しています。県立芦屋高校の空調改修工事が一度入札不落になりましたが、先日、原田会長が構成員として入られているJVが落札されました。今後も開札、公告予定が続きますので、また積極的な応札の方お願いいたします。

電業協会事業計画（資料 3 p～）

空衛協会事業計画（資料 6 p～）

意見交換

1 働き方改革について（電業協会）

回答 設備課小池課長

建設業は休日が少なく、突貫工事による時間外労働を強いられるなどのイメージがあり、それが若年入職者の減少の一因となっていることは理解しています。そのイメージが払拭できるよう、県発注工事においては休日に施工を行わないことを前提とした適正工期の設定に努めるとともに、概成工期の設定、質疑、協議などの速やかな回答並びに意思決定など、業務が効率的に行えるよう、引き続き一層適切に取り組んでいくこととします。

受注者の皆様におかれましては、後工程がタイトで逼迫することのないよう、建築工事受注者と十分協議の上、適正な概成工期を設定していただきますようお願いいたします。

また2024年問題についてですが、来年4月からの施行を見据えて、設備課では現在、むこがわ特別支援学校新築工事にて試行的週休2日制に取り組んでいるところです。そこで出た課題や意見は適切に今後の本格運用へ反映していきたいと思っております。その本格運用についてですが、冒頭に次長から述べさせていただきましたけれども、来年度から、新築工事については、週休2日制度を導入し、発注して参ります。そして、

週休2日を前提として割り増しをした労務単価を用いて参ります。なお、学校長寿命化等の改修工事につきましては、事業期間、施設事情、施工条件、現場状況などを踏まえて検討を行って参ります。

想定外の工期延期が生じた場合、適切な工期延期を含む契約内容の見直しについてですが、コロナ、ウクライナ、天災など、特殊事情による資材高騰や納期遅延など、様々なリスクに対しては、必要に応じて、事業予算の追加確保、設計変更、工期延長などにこれからも柔軟に対応していきたいと思っております。

業務量の総量削減と労働時間短縮についてですが、皆さんご承知だと思いますが、県では、1・2号館の耐震性の不足から県庁舎のあり方検討を行っているところでありますが、本庁職員の4割出勤、6割在宅勤務を令和8年度から本格実施する予定でございます。それに先駆けまして、設備課を含むまちづくり部が、来年1月に事前準備として1ヶ月間、生田庁舎内のモデルオフィスにて4割出勤、6割在宅勤務を行う予定です。担当者との工事打ち合わせなどでは、皆さんにご不便、ご面倒をかけるところも出て参りますが、ご協力をよろしくお願い致します。

このような取り組みを県は進めておりますので、設備課としてもテレワーク、ウェブ会議や、遠隔臨場、そのための工事関係書類のペーパーレス化など、今後の執務環境の変化を見据え、合理化を推進していきたいと思っております。

協会員の皆様におかれましては書類の簡素化や、管理アプリの利用などの提案や導入に向けた相談などございましたら、申し出てくださいますようよろしくお願い致します。

なお以上の要望については、県内市町に、今後予定の県市町建築設備主務者会議にて通知したいと思っております。

原田会長：

武庫川下流浄化センターの工事などは、ほぼペーパーレスの取り組みになっていますが、設備課でも同じような方向へ進んでいくのでしょうか？

小池課長：

土木事業については、県庁と施工者との間にIoTを利用したシステムを組んでおりまして、そういう意味では県主導で進んでおります。一方建築関係につきましては、国のガイドラインにもありますが、管理アプリを利用する指針が出ていまして、その例に則って今後検討していこうと考えています。詳しくはまだ勉強中ですが、基本は施工者さんが用意した管理アプリに、県の担当者が乗って進めていくというような形になっているようです。

また、建築関係につきましては数年前に紙PDFからテキストデータを含むPDFに変えたということで、事業者の皆さんの負担が軽減されたかと思っております。EXCELデータについてはまだ検討中ですが、事業者の皆さんの見積もりの合理化等を含めたら有効であると思うので、検討していきたいと思っております。

小坂会長：

来年4月から完全週休2日制ということ松浦次長からもおっしゃっていただいて重ねて小池課長からもお話がありましたけれども、これはモデルという考え方でよろしいでしょうか。それとも、すべて完全週休2日制になるのでしょうか。

我々は、電気設備にしても、機械設備にしても、単独で仕事をさせていただいていますが、そこには建築業者さんも一緒にやられている。当然建築業者さんの方が休みも出られることになるので、我々はどうしても最後の最後はもう休みもなしでという事態が出てまいります。

できれば改修工事にしましても、働き方改革から逃れられないというか、避けて通れないものですので、現場に対して県の方から要請、いわゆるガバナンスを効かせていただけるようなご配慮をいただければありがたいと思います。

小池課長：

対象工事は建築工事を含め、原則新築工事を考えています。先ほどご説明したように改修工事はいろいろと施設事情等がありますので、その辺は適宜、状況を勘案しながら、できるだけ前向きに進めていくという形で検討していきたいと考えています。

2 公共工事設計労務単価について（空衛協会）

回答 小池課長

兵庫県の労務単価が近畿圏内で低水準に推移していることは、設備課としても長年憂慮してきておりました。建築設備業界の担い手確保育成と業界発展のためには、建築設備工事の労働者賃金の改善が求められます。

県としても課題としての認識がございます。労務単価が低い理由を調査研究していきたいと思っております。設備業界から強い要望があることを考慮して国交省へ要望働きかけを行うことも考えてまいります。

なお、国土交通省から今年度も労務費調査の要請がございまして、10月に実施予定ですが、ただし少数標本職種ということで、具体には、はつり工、ダクト工、保温工、設備機械工の4職種のみで、メインとなる電工、配管工については特に要請はございませんでした。

その結果を受けまして、6件の契約工事を提供予定です。具体には、阪神北特別支援学校の空調、衛生両工事、皮革工業技術センターの機械設備工事、武道館計画修繕の機械設備工事、そして県警本部姫路庁舎機械設備工事、最後に伊丹高校の空調改修工事。偶然でしょうがほぼすべて協会員以外の会社が受注されている案件になりますけれども、この物件で国交省の方に提供して参ります。（※皮革工業技術センターの機械設備工事は会員でした。訂正してお詫びします。）

原田会長：

配管工が対象とならないのはなぜでしょうか。

小池課長：

調査から電工と配管工が抜けているというご質問ですが、直接国には問いかけていませんので理由はわからないので推測ですが、国の直轄事業の方で十分サンプルがとれているのかなと想像しています。やはりサンプル数の確保が重要ですので、先ほどの職種は国交省でもサンプルが少ないことから、県の方に要請があるのかと推測しています。明日ヒアリングされるということですので、また情報等お伝えいただければ、いろいろ検討して参りますので、よろしくお願いします。

小坂会長：

7月にリモートで国交省の方とお話をさせていただいたときに同じ質問をさせていただいた際、主要12職種になぜ我々の業界は入っていないのかと聞いたところ、回答が残念だったのですが、「従来からこの通りにやっています」ということでした。

3 物価情勢を考慮した設備予算の確保と適切な工期設定について(電業協会)

回答 小池課長

コロナ後の社会経済活動の再開に伴う需要の増加や、円安の進行、ウクライナ情勢など、世界情勢の不安定化などにより、燃料や原材料価格が上昇していることは理解しております。

最近の光熱水費や、原材料などの急激な価格高騰の対応として、営繕工事は令和4年4月からインフレスライド及び特例措置の適用を再開したところでございます。営繕工事は土木工事と異なり、追加予算の確保が困難なことや、設計変更のタイミングが、県会承認時期の影響を受けるなどの課題もございしますが、当課から主管課へ文書を発出するなど予算確保に努めております。

工事期間中における価格高騰については、請負契約書第25条スライド条項に基づき、基準日の設定、出来高金額の算出、変動前後の差額の算出などを行い、一定の範囲を超える場合には、請負代金を変更することとしております。実績を述べますと、インフレスライドにつきましては、阪神北特別支援学校の衛生設備工事、総合衛生学院の電気、空調、衛生設備工事、むこがわ特別支援学校の電気設備工事、他4件で実績済みでございます。

また、サプライチェーンの混乱や、国際物流の停滞に伴う材料、製品の納期遅延については、必要に応じて請負契約書第21条による対応、工期延期をすることとしております。実績について述べますと、福祉のまちづくり研究所電気設備工事、災害対策センター計画修繕電気設備工事など、業者様の申し入れに基づき、3ヶ月の延伸を行ったところとです。

また、旧労務単価から新労務単価への請負代金を見直す特例措置の実績については、武道館計画修繕電気設備工事並びに機械設備工事、県警本部姫路庁舎長寿命化改修の電

気設備工事、機械設備工事他 6 件の実績がございます。

物価高騰や納期遅延などで困った場合は、まずは工事担当者へ相談いただき、その上で適切に対応して参ります。なお、以上の要望は、先ほど申し上げた通り県市町建築設備事務者会議にて県内市町へ通知いたします。

小坂会長：

今後、やっぱり先の見えないことに対して、不安というか、我々には見えないところで、設計基準がいつで実際物をいつ納めるかというところにずれが出ないかというところがあって、予算が適切に設計に反映されているのか、全体的に予算が厳しい中で、どうしても、ここはこれだけ見えていますよというのが理解しにくいところがある。

県の積算もリビックを利用されているようですが、価格は日々変わっていく。その単価に関して、我々もいろいろ積算ソフトを使ってやっていますが追いついていかないのが現実です。そんな中、県の単価が、3ヶ月ごとでしょうか、それでもまだ追いついていかないのではないかと。そういった場合の対応、さかのぼっての対応が求められるのではないかと考えております。ご配慮いただければありがたいと思います。

小池課長：

設計時の積算などでも、直近の公表単価を利用して、できるだけ時価で設計工事価格を算出できるように努力しています。ただ、会長さんが言われたように、その公表単価はそれ以前のデータをもとにしていますので、タイムラグが出るのは十分承知しています。承知しつつも、時価にできるだけ近づけるといことで、また評価する時期もですね、その辺うまく提案していただいて、損が出ないというか、やはりこのリスクの大部分を官が持つという契約書になっていますので、その権利を十分享受していただくような進め方をしていただきたらと思います。よろしく申し上げます。

小坂会長：

昔でしたらその辺の差も誤差の範囲だったから我々もしょうがないなというところがありました。今はそうではないので、柔軟な対応をお願いいたします。

4 技術・社会貢献評価数値に関する要件等について（電業協会）

回答 中野契約管理課長：

建設工事の入札参加者に係る資格要領に、技術社会貢献評価数値に関する要件等というのがございまして、その中で加点期間については、項目または要件ごとに1年間または2年間の期間を定めておりまして、申請いただいた時点に応じて、中間年とか、名簿の終期までの間、加点することとしております。

このためさわやかな県土づくり賞、人間サイズのまちづくり賞、兵庫県優秀施工者賞、兵庫県若手優秀施工者賞の受賞に対する加点期間は、兵庫県の入札参加資格者名簿の有

効期間となる、一番長い2年間になっております。

また、さわやかな県土づくり賞については平成16年度に8点で始まったのですが、その後見直しまして現在は16点に、人間サイズのまちづくり賞の方も4点で始まって、現在は8点に、それから兵庫県優秀施工者賞は2点で始まって、現在は4点といずれも倍になっております。また令和3年10月から、兵庫県若手優秀施工者賞につきましても対象ということで、2点で加点対象にさせていただくなど、必要な見直しをさせていただいております。

5 入札制度の見直しについて（空衛協会）

回答 小池課長

前半のPFI方式について設備課からご回答申し上げます。

県内の市町が実施する施設整備において、デザインビルド方式、PFI方式、さらにはプロポーザル方式などの新たな発注方式の導入が増えていることは承知しております。市町では設備技術職員がいないなど、マンパワーの関係で、このような発注方式を増やさざるをえないのではないかと考えております。一方県では、県政改革方針において、公共施設等の整備の際は、従来型の投資事業手法に先立ち、PFIの導入を優先的に検討する方針としております。令和4年12月に策定した「PFI導入に関するガイドライン」においても、令和6年度から10億円以上の新設、建て替えは、営繕、設備課に仕事に来る前の段階で、各事業課にてPFIの導入を検討することとされておまして、検討の結果、民間活力を生かすことが効果的と考えられる場合には、PFI方式が採用されるとのことです。

なお営繕課・設備課としましては、地域建設業の担い手の確保・育成や公共工事等の施工の円滑化を図るため、従来型の発注方式も並行して必要と十分認識しておりますので、PFIが採用されずに、設備課へ分任された事業につきましては、これまで通り、建築、設備の分離発注方針を基本としつつ、事業規模、スケジュール内容により、デザインビルド方式などの発注方式も含めて、柔軟に対応して参りたいと考えております。

中野課長：

後段について契約管理課から回答します。発注基準によりまして現在単体JVの区分を決めさせていただいております。具体的には先ほどお話がありました通り、電気・管工事におきましては、2.5億円未満の工事については制限付き一般競争入札で発注させていただいており、単体で入札に参加いただくということにしております。

また2.5億円以上の工事につきましては、公募型一般競争入札ということで、大規模であって技術的に難度が高い工事という整理で、安全で確実かつ円滑な施工をお願いするために、JV区分で参加いただくことで、複数の業者様の技術力・信用力を結集して施工していただくこととしております。毎年同じ回答となり申し訳ないのですが、状況につきましては今後も引き続き、適宜データ検証などをやっておりますので、より適切な制度になりますよう努めさせていただきたいと考えております。

原田会長：

後段の2.5億円ですけれども、これはもう何年か前からJVは5億円にさせていただきたいと要望しているのですけれども、消費税込みの金額で2.5億…。なかなか会社企業として、JVを組むというところが少ない。いろいろ聞いたところによると、JVなら参加しない、単独なら参加するというような話も結構聞いております。

2.5億円以上の工事の施工実績を持っているところも結構あるのではないかなと。

そして各市町、私は西宮ですけれども、一応3億円まで単独受注できる形になっていて、神戸市はもっと上で、尼崎市は上限なしというところもありますので、県として、せめて5億円ぐらいにしてもらいたい。その分、技術評価点数を今、JVで80点ですが、これを100点にする、そういった方策もあるのではないかと思います。ご検討を再度お願いしたいと思います。

中野課長：

県内の多くの市で3億円とか5億円というお話だったので、ちょっと気になって何市かに聞いてみたのですが、神戸市は別だと思うのですが、一般の市ではやはり電気設備工事で数億円の工事はなかなかなく、庁舎の関係とか市の文化センターの大規模改修等で数年に1回あるかないかみたいなことで、制度としてはあるけれど、実績ではなかなかないというようなことを聞いております。

また去年は低入札の関係で、不調・不落が多いとか、低入札価格調査対象が4割とか具体的な数字が出てきたため、制度改正について内部で説明を行ったのですが、一部分の制度改正であっても認めてもらうことはかなり大変なところが正直ございました。土木に比べて建築や電気設備は総合評価が少ないなど、色々な厳しい意見も言われました。これまでの経緯もありますので、何とか一番良い形の制度でということ頑張っているのは理解いただけたらと思います。どうしても不調・不落が多く出てくるようでしたらデータを取って検証したいと思うのですが、今のところ現在の状況で問題は生じていないと考えております。

小坂会長：

中野課長がおっしゃっていた、どういう傾向にあるかという調査をもしこれからしていただけるのであれば、結果論として落札があったものをよしとするだけの調査ではなくて、実際、応札者がどれぐらい少なくなっているのかというトレンドも見ていただければと思います。

我々には、JVならやめておこうという意見は確かに聞こえてきます。その辺のところは実際数字となって表れているか把握はできていないのですが、一度そういう見方をしていただければ、時間のかかることかと思えますけれども、また毎度毎度同じことを申し上げて申し訳ないですが、よろしく願いいたします。

松浦次長：

先ほどのJ Vの話ですけれども、J Vになると応札者の数が少ないというのは、我々も理解しています。そのような中で、やはりJ Vの趣旨をご理解いただきたい。先ほどありましたように入札参加の意欲が低下して不落になるようであれば、内部の審査会等でもJ V要件を外してでも落札していただきたいと考えています。我々も事業課ですので、何とか事業を進めていきたいという気持ちがございますので、その辺りは柔軟に対応させていただくのですが、まずは原則に基づいて趣旨も踏まえて、今の運用でやらせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

その他意見交換

小坂会長：

会員から、入札公告がおかしくないのかと言われた例ですけれども、たつの警察署長寿命化改修電気設備工事で、工事場所となる西播磨県民局に隣接する県民局も入札参加資格要件に入っている中で、最後に東播磨県民局管内が入っているが、この東播磨は隣接していないはずなので、これはどういうことなのだろうというようなことでご意見いただいております。

小池課長：

原則工事場所となる県民局とその隣接県民局も含めて要件の制限をかけておりますが、年度当初に金額、ランク毎で、各県民局単位に登録業者数を累積していきますと、どうしても登録業者数が少ない県民局地域がありまして、そういうところは隣接地域に加えて、特例として離れた県民局地域を加えて必要な登録業者数を確保しています。

この場合、西播磨県民局内の事業で東播磨県民局地域が入っておりますので、逆に東播磨県民局内の事業には西播磨県民局地域を入れるように、相互で不公平感がないように相互乗り入れするような形になっています。

金額が変わると相互乗り入れの区分が変わるので、それぞれを比較されて誤解されたのかと思うのですが、原則、電気と機械で同額の工事が発注されたら、地域要件は同様に公平になっているはずですので、またご確認のほどよろしくお願いいたします。

原田会長：

空調工事について、設備課発注と学校発注の棲み分けがよくわからない。

小池課長：

発注部署が違うということについて、学校の例でご説明しますと、学校は基本的に財務課の方が予算を獲得して事業を行うのですが、財務課には数名ほど電気と機械設備の

技術職員がおりますが、どうしてもマンパワーの制限で発注業務ができませんので、ある一定額以上の規模の工事は、設備課に分任されることになっています。

そういう形で棲み分けをしています。やはり設備課の方もマンパワー不足という場合もあるので、そこはこちらから押し返して財務課で発注してもらうこともあります。外から見たら同じような工事なのに、財務課発注と設備課発注が平行してあるので不思議に思われるかもしれませんが、そういう仕事の割り振りをしています。ただ設備課としては設備技術職員が庁内でいちばん多く在籍しておりますので、率先してできるだけ100%発注できるように努力はしているつもりでございます。

閉会の挨拶 小池課長：

本日は、活発な意見が交換され、滞りなく議事が進行できましたこと、電業、空衛協会の役員の皆様のご協力に深く感謝を申し上げます。

業界の発展のためには、本日も議題に上がりました入札制度や工事事務の見直しなど、行政側の手続きの見直し改善が重要になるのは当然ですが、やはり一番重要で喫緊の課題は、貴協会からもありました若者の入職促進や人材育成、そしてそれと表裏一体である職場環境や労務改善などの働き方改革であると改めて感じたところです。

本日いただいた意見を参考に、引き続き、貴協会と連携しつつ、建築設備工場の発注を通じて、業界の発展に協力して参ります。

まだまだ暑い日が続きますので、体調崩されませんようにご自愛ください。本日はご参会誠にありがとうございました。